



へんがら



台風12号がもたらした大災害



主な内容

災害復興におきて	2~5
平成22年度 一般会計決算	6
ご長寿おめでとうございます	9
保健事業のお知らせ	11・14
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集 11月の予定表	12・13
戸籍事務の電算化（文字の正字化について）	15
議会だより	19
お知らせ	20~23

No.417

10

災害復興にむけて

台風十二号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

平成二十三年八月二十五日に発生した台風十二号は、大きな勢力のままゆっくりとした速度で移動し長期間にわた

る大雨をもたらし、九月三日から四日にかけて日本列島に再接近、上陸しました。

村でも二日より風雨が強くなったため、消防団の水防警戒を行い住民には自主避難を促し、降雨流入の恐れのある



平成23年9月18日（日）冷水



平成23年10月19日（水）冷水

場所には土嚢を設置するなど台風接近に備え警戒態勢をとりました。しかし長期にわたる降雨のため山林の保水力が限界を越え、河川の増水を伴い、結果、大規模な山崩れが発生し、死亡一人、浸水被害五十六世帯の被害をはじめ、国道・県道被害十箇所、河川被害二箇所、砂防一箇所、村道被害七箇所、林道被害二十四箇所、中学校被害、長期、広範囲にわたる停電、テレビ断線、飲料水の供給停止と住民生活に必要な不可欠なライフラインにも大きく被害が及び、近年にはない大災害となりました。

村では直ちに災害対策本部を設置し、行方不明者の捜索、浸水被害世帯への対応、ライフラインの確保等を行ってきましたが、村民の皆様が被災前と同じ生活ができるよう、平成二十三年九月二十二日に災害対策本部の業務を引継ぎ、また復興業務を強化するため災害復興本部を設置しま



平成23年9月6日（火）冷水をヘリコプターより撮影

した。まだまだ仮復旧での対応しかできない箇所が多々ありますが皆様のご理解ご協力をお願いします。

天川村災害復興本部

被災者支援部会

交通対策部会

教育部会

防災対策部会

天川村災害復興本部

被災者支援部

教育部会



平成23年9月10日（土）九尾ダム



平成23年10月19日（水）坪内（天川中学校前）



平成23年10月19日（水）坪内林道

村では平成二十三年九月二十二日に天川村災害復興本部を設置し、災害救助法、被災者生活再建支援法の適用並びに激甚災害指定を踏まえ、今後の復興対策等について業務を行うこととしました。

災害復興本部では下記の四つの部会により実務協議を行い、あらゆる課題に速やかに対応していきます。

- ・ 倒壊家屋等への対応
- ・ 義援金、見舞金の取扱い
- ・ 被災者生活再建支援法への対応
- ・ 住宅への対応

交通対策部会

- ・ 西部地区の交通施策
- ・ 国道、県道の早期復旧要請
- ・ 村道、林道の早期復旧

防災対策部会

- ・ 天川中学校の校舎等関連施設の早期復旧
- ・ 代替施設の整備
- ・ 教職員住宅への対応
- ・ 九尾ダム堆積土砂処理の検討
- ・ 今後の防災対策（避難施設の充実及び誘導方法、非常食等備蓄物資、緊急連絡網の確保等）

各部会からのお知らせ

▼被災者支援部会

◎被災建物の取り壊し

被災された建物で、取り壊しを希望されるものについては、村が全て解体・撤去を行ないます。

※建物の種類は問いません
(住家・非住家・倉庫・バ
ンガロー等)

※使用者(所有者)の住所要
件は問いません(村外在住
者でもかまいません)

【お問合せ先】住民課



◎被災者生活再建支援金・義 援金・見舞金

台風十二号災害により被災された方に対し、次の支援金・義援金・見舞金等が支給されます。

※留意事項対象者は、被災当日に天川村にお住まいで住家等に下記区分の被害を受けた方となります。



被災された住家・倉庫などを消毒する様子



◆生活再建支援金

半壊、及び大規模半壊の世帯がやむを得ず住家の全部を解体した場合は、全壊とみなされます。

単身世帯(一人暮らし)の場合は、支援金の額は表中金額の七十五%となります。

申請期間は、基礎額は被災日から十三カ月、加算額は被災日から三十七カ月以内です。

【お問合せ先】総務課

◆義援金

天川村義援金は、住家で申請した場合は、倉庫等での申請はできません。

奈良県義援金及び天川村義援金の支給には、申請が必要です。

【お問合せ先】健康福祉課

(ほほえみポート)

◆見舞金

吉野郡町村会見舞金、及び天川村見舞金については、申請は不要です。

【お問合せ先】住民課

対 象	生活再建支援金					義 援 金 (第1次配分)			見 舞 金	
	基礎額	加 算 額			奈良県	天 川 村		吉野郡 町村会	天川村	
		建設・購入	補 修	賃 貸		基礎額	加算額			
人 的	死 亡	—	—	—	—	100万円	1万円	30万円	—	—
住 家	全 壊	100万円	200万円	100万円	50万円	100万円	1万円	30万円	5万円	5万円
	大規模半壊	50万円	200万円	100万円	50万円	50万円	1万円	15万円	3万円	3万円
	半 壊	—	—	—	—	50万円	1万円	15万円	3万円	3万円
	床上浸水	—	—	—	—	20万円	1万円	6万円	1万円	1万円
	床下浸水	—	—	—	—	—	1万円	—	1万円	1万円
非住家	倉庫等	—	—	—	—	—	1万円	—	—	—

◎税金等の減免

◆**村県民税・固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者保険料・介護保険料の減免**
減免対象となる基準は、各税・料により内容が異なります。

床上浸水以上の被害を受けた方が減免の対象です。

【お問合せ先】

村税・国民健康保険税・後期高齢者保険料・住民課、介護保険料・健康福祉課（ほほえみポート）

◆所得税の減免

災害減免法や雑損控除の制度がありますので、詳細については吉野税務署までお問い合わせ下さい。

【お問合せ先】 吉野税務署

☎〇七四六―三二―三三三八五

◎各種融資制度

災害により被災された方に対し、次の融資制度がありますので、詳細については各窓口までお問い合わせ下さい。

◆災害援護資金

災害により負傷又は住宅、家財に被害を受けた方に対して、被害程度に応じて生活の再建に必要な資金の貸し付けを行なう制度です。

【お問合せ先】

健康福祉課（ほほえみポート）

◆生活福祉資金

奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得世帯・高齢者世帯又は障害者世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な経費等の貸し付けを行なう制度です。

【お問合せ先】

天川村社会福祉協議会

▼交通対策支援部会

◎西部への交通対応

林道西の谷線応急復旧

ガードレール設置・百四十七m、カーブミラー設置・二面補修を行います。

村道塩谷広瀬線

広瀬地内は災害復旧事業で

復旧します。塩野地内は塩谷橋への道が主となるため、冬場は除雪と融雪剤で対応します。

村道広瀬線

県道からより進入しやすいように改良しました。

◎国道・県道の早期復旧への

取組

県道高野天川線

現在、閉塞した河川の復旧と仮道の設置に向けて土砂や倒木の処理を行っており、仮道の開通を十二月末目標に作業を進めています。

県道勢井宗川野線

路肩決壊箇所について、早急に対応してもらおうよう県に要望しています。

▼教育部会

▼防災対策部会

現在、各担当実務者により協議を重ねています。

お知らせ事項については次号以降に報告させていただきます。



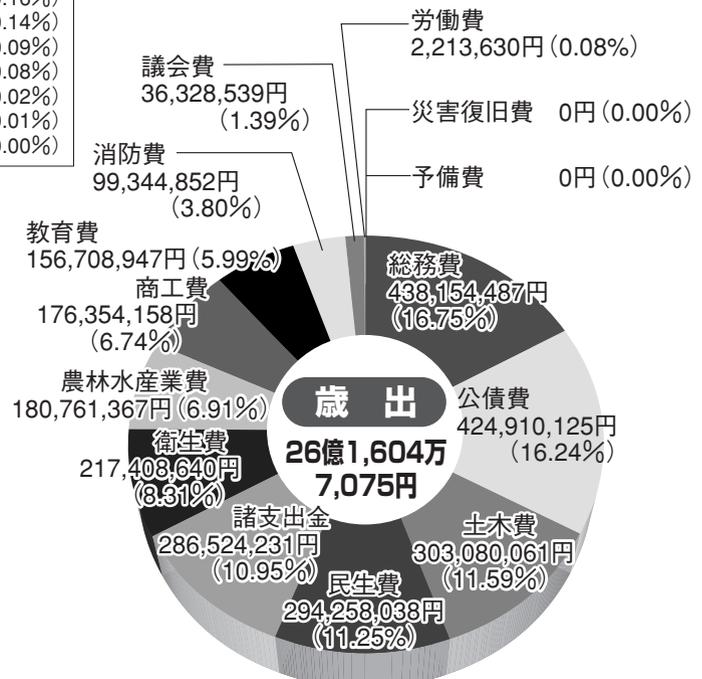
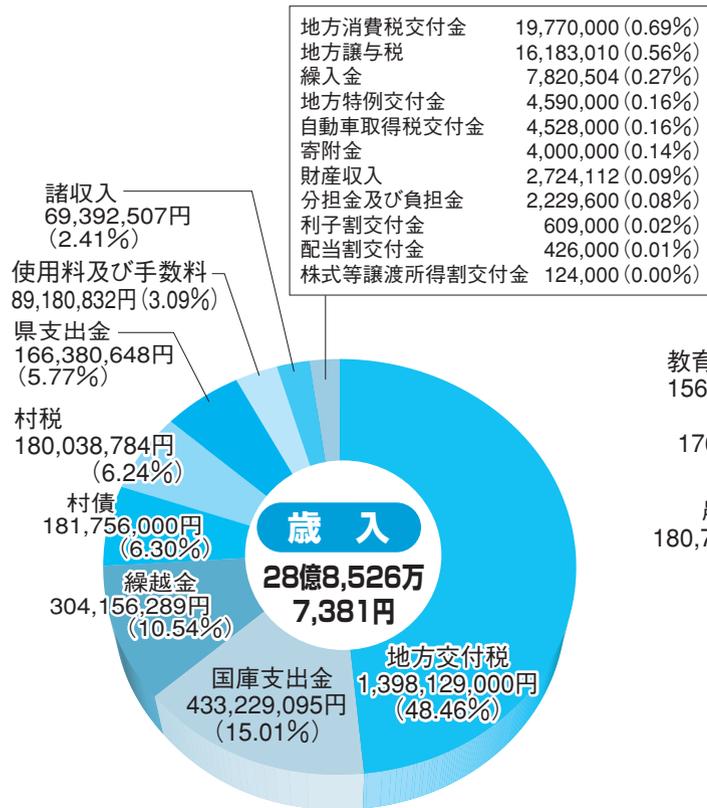
お礼

最後になりましたが、たくさんの方から義援金、見舞金の他、お見舞いの品をいただきました。

特にボランティア活動に参加していただいた方からは、復興に向けての元気をいただいたように思います。九月八日開設の天川村災害ボランティアセンターでは、十三日までの六日間延べ五百三十三の方がボランティア活動に参加していただきました。

今回の災害に対しご支援、ご協力をいただきました全ての皆様に衷心から厚くお礼申し上げます。

平成22年度 一般会計決算



歳入 28億8,526万7,381円

歳出 26億1,604万7,075円

歳入	歳入額(円)	構成比
地方交付税	1,398,129,000	(48.46%)
国庫支出金	433,229,095	(15.01%)
繰越金	304,156,289	(10.54%)
村債	181,756,000	(6.30%)
村税	180,038,784	(6.24%)
県支出金	166,380,648	(5.77%)
使用料及び手数料	89,180,832	(3.09%)
諸収入	69,392,507	(2.41%)
地方消費税交付金	19,770,000	(0.69%)
地方譲与税	16,183,010	(0.56%)
繰入金	7,820,504	(0.27%)
地方特例交付金	4,590,000	(0.16%)
自動車取得税交付金	4,528,000	(0.16%)
寄附金	4,000,000	(0.14%)
財産収入	2,724,112	(0.09%)
分担金及び負担金	2,229,600	(0.08%)
利子割交付金	609,000	(0.02%)
配当割交付金	426,000	(0.01%)
株式等譲渡所得割交付金	124,000	(0.00%)
合計	2,885,267,381	(100.00%)

歳出	歳出額(円)	構成比
総務費	438,154,487	(16.75%)
公債費	424,910,125	(16.24%)
土木費	303,080,061	(11.59%)
民生費	294,258,038	(11.25%)
諸支出金	286,524,231	(10.95%)
衛生費	217,408,640	(8.31%)
農林水産業費	180,761,367	(6.91%)
商工費	176,354,158	(6.74%)
教育費	156,708,947	(5.99%)
消防費	99,344,852	(3.80%)
議会費	36,328,539	(1.39%)
労働費	2,213,630	(0.08%)
災害復旧費	0	(0.00%)
予備費	0	(0.00%)
合計	2,616,047,075	(100.00%)

※平成22、23年度の2ヶ年にわたり継続する事業について、平成23年度に予算を繰り越しました。
(繰越額：198,335,000円)

平成22年度天川村各会計歳入歳出決算審査

平成22年度決算について、平成23年8月19・23日に監査委員の審査を受け、平成23年9月議会で報告しました。

監査委員からは、審査に付された書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、それらの計数は証書類と符合し正確であるという審査報告とともに、審査の意見として下記のとおり提出がありました。

審査の意見

平成22年度の決算は、税収が償却資産の増加による固定資産税の伸びと滞納整理事務の取り組み等により若干の増額となっており、地方交付税についても、地方債償還金の増加等により、前年度と比較して4.84%、64,524千円増加している。また、3カ年に亘る国の緊急経済対策に伴う各種臨時交付金の交付により、昨年に引き続き地域活性化のための有効事業が精力的に実施されている。一方、財源の6割近くを依存している地方交付税の先行きが見極めにくい状況なども踏まえ、昨年同様人件費をはじめとする経常経費の削減を行うことで、歳出の抑制に努めている。

こうした中で、平成22年度は事故繰越事業の火葬場整備工事の実施に加え、前年度から繰越事業となっている経済危機対策臨時交付金事業、公共投資臨時交付金事業及びきめ細かな臨時交付金事業のほか、主要な施策として道路、上下水道などの社会資本の整備、高齢化社会に対応する各種福祉施策の推進、基幹産業である林業振興施策の推進や観光産業の振興、教育の充実など多様な施策を行っている。

また、財政調整基金、文教施設整備基金及び新たに設置したコミュニティ振興基金への積み立てを行っている。

この結果として、一般会計の歳入歳出の決算総額は、橋梁架設事業及び情報通信施設整備事業などの普通建設事業の実施と各種臨時交付金事業の影響等もあり前年度と比較して大幅な増加となり、2億円を超える基金への積み立てを行ったにもかかわらず、収支差引額は269,220千円で、実質収支においても昨年同様2億円を超える黒字決算となった。

これにより、来年度以降も比較的堅調な財政運営を行える状況となっている。

しかしながら、国の震災復興対策や昨年実施された国勢調査による人口の減少が地方交付税に及ぼす影響も懸念されるところであり、将来的には決して楽観視できる財政状況にないものと思われる。

また、過疎化、高齢化が進み、林業等基幹産業が低迷を続ける中、高齢化対策を中心とした行政需要の増加に加えて、大型投資事業への村債の発行に伴う公債費の増加をはじめ、既存施設の維持管理費等の経常経費についても年々増加傾向にあり、長年にわたり整備してきた道路等公共施設の老朽化の問題も抱えている。さらに生活環境の整備や学校施設の整備充実などへの投資的経費も今後予想される。

このため、今後も行財政改革の継続的な推進等により健全で均衡ある財政運営の維持に努められるとともに、村全域に亘る観光振興、廃校となった学校施設の有効活用及び特産物の開発など、村の活性化のための新規事業へも積極的に取り組まれない。

平成23年9月2日

天川村長 森 本 靖 順 殿

天川村監査委員 河 北 和 久
天川村監査委員 奥 田 八 尋

財政健全化指標の公表

◎ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から毎年、4つの健全化判断比率と公営企業（簡易水道、下水道事業）については資金不足比率を算定し、監査委員の審査、議会への報告を経て、公表が義務付けられました。

平成22年度決算について、平成23年9月2日に監査委員の審査を受け、平成23年9月議会で報告しましたのでこれを公表します。

平成22年度決算に基づく財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項並びに公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項並びに公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成22年度		早期健全化判断基準	
① 実質赤字比率	—	%	15.00	%
② 連結実質赤字比率	—	%	20.00	%
③ 実質公債費比率	12.5	%	25.0	%
④ 将来負担比率	56.8	%	350.0	%

公営企業会計名	資金不足比率		早期健全化判断基準	
洞川簡易水道事業特別会計	—	%	20.00	%
栃尾簡易水道事業特別会計	—	%	20.00	%
中央簡易水道事業特別会計	—	%	20.00	%
下水道事業特別会計	—	%	20.00	%

(2) 個別意見

① 実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は、12.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り概ね適正となっている。

② 将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率は、56.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り概ね適正となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

天川村長 森本靖順 殿

審査の結果を上記のとおり報告する。

平成23年9月2日

天川村監査委員 河北和久
天川村監査委員 奥田八尋

ご長寿おめでとうございます

高齢者の皆さま、ご長寿おめでとうございます。

10月13日、森本村長が米寿（88歳）の方々の家庭を訪問し、村からのお祝いの品をお届けしてご長寿をお祝いしました。

本年、米寿を迎えられる方は（大正12年1月1日から大正12年12月31日生）15人です。戦前戦後の日本の混乱期を支えてこられた皆さまに敬意を表すると共に、これからも健康に留意されまして益々ご活躍いただきますよう、又、人生の経験を生かし後輩をご指導下さいますようお願いいたします。

※ 山口 清次さん（洞川）前田ヤエコさん（洞川）花折 弘文さん（南日裏）
吉田きみ江さん（九尾）は不在のため訪問できませんでした。
西本かづ子さん（五色）は後日お届けいたしました。



西前 マチ子さん（中谷）



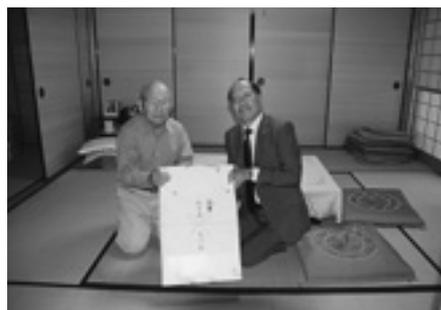
下岡 文五郎さん（中谷）



下岡 十二子さん（中谷）



福上 宇三郎さん（五色）



万徳 良一さん（南日裏）



東山 ミツエさん（南日裏）



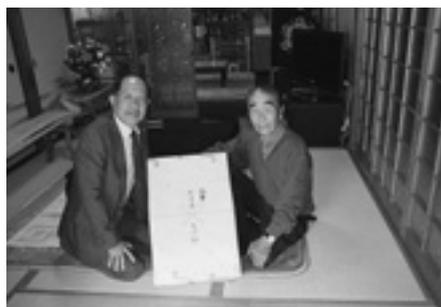
前平 ユキノさん（川合）



玉井 義子さん（栃尾）



佐古 作美さん（塩野）



西村 徳太郎さん（洞川）



西本 かづ子さん（五色）

今年の「天の川もみじまつり」は縮小変更して開催！

第29回目を迎える「天の川もみじまつり」につきまして、今年は台風被災の影響から、やむなく内容をできる範囲のものに縮小開催いたします。

「元気にお迎えます。天川村」をキャッチフレーズに、村外へは復興にむけたPRをおこないます。

なお、道路の崩落通行止のため、例年の物産展やポタン鍋とへり遊覧は中止とし、特設駐車場となる健民グラウンドもゴミ集積場となっており、半分程度の利用予定です。

【開催内容】

*洞川温泉会場：10月29日（土）から11月6日（日）までの毎日、例年のウォークラリーを実施

*役場前会場では、11月5日・6日（土・日）の2日間、みたらい方面への無料シャトルバス運行のみとなります。

みなさまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

来年は復興をとげ、盛大にやりましょう！

天の川もみじまつり実行委員会

第7回子ども作品展中止のお知らせ

11月5・6日に予定していましたが、台風12号の影響により、実施することが困難になりました。

楽しみにされていた皆様には申し訳ありませんが、ご了承ください。

～ 入湯税はこのように使われています ～

入湯税は鉱泉浴場の入浴行為の際、入浴客に対して課税しますが、普通税と異なり用途が決められた税（目的税）です。

入湯税の用途は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設、観光施設、観光の振興等に要する経費に充てるものとされています。

平成22年度の入湯税収入額 10,596千円 の 用途状況は次のとおりです。

○環境衛生施設の整備	ごみ収集事業	2,823千円
○消防施設等の整備	消防施設整備事業	4,196千円
○観光振興	自然環境保護巡視事業	2,677千円
	観光関係活動補助金	900千円

(各事業の一部に充てられています)

保健事業のお知らせ

うさちゃんクラブのご案内

今月は調理実習を予定しております。お子さま同士の遊び場に、また保護者の方の交流の場に、ぜひご参加ください。お待ちしております。

日程	時間	会場	内容	申込み
11月17日(木)	10:30～ 14:00	ほほえみポート天川	みんなで作ろう！ ～親子で調理実習をします～	必要

- ※ 参加対象・・・生後4ヶ月～幼稚園入園前までの親子
- ※ 持ち物・・・タオル・お茶 など
- ※ 送迎を希望される方は、前日までにご連絡下さい。



高齢者インフルエンザ予防接種公費助成に関するお知らせ

天川村では、65歳以上の人、また60～64歳の特定疾患を持つ人のインフルエンザ予防接種について、接種費用の一部を公費負担させていただいております。対象となり、接種を希望される人は、是非この制度をご利用ください。(入院先・入所施設先での接種にもご利用いただくことができます。)

公費助成対象：天川村に住民票がある65歳以上の人、また60～64歳の特定疾患を持つ人

公費負担金額：**お1人につき 1,000円** (生活保護世帯は全額公費負担となります。)

医療機関では、接種費用から1,000円引いた金額をお支払い下さい。

※課税・非課税世帯の料金の区別はありませんのでご了承下さい。

お申込み：医療機関宛の文書が必要ですので、接種前に下記までお申し出ください。

天川村国保診療所で接種される場合

天川村国保診療所での接種を希望される場合、対象の人に つきましては1,000円分差し引いた金額でのご案内となっておりますので、**上記手続きは必要ありません。**

ご不明な点等がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。



インフルエンザにならないために

寒くなると、インフルエンザの流行する季節となってきます。インフルエンザの予防は日頃からの健康づくりが大切です。それと共に感染の拡大を防ぐには、ひとりひとりの意識が重要です。「うつらない」、そして万が一インフルエンザに感染しても「うつさない」という強い意識を持って日頃の予防に注意していただきますようお願いいたします。

インフルエンザの予防方法

①ウイルスをもらわない、うつさない

- ・こまめにせっけんで手洗い、うがいする。
- ・部屋の乾燥を防ぐ。
- ・外に出るときは、マスクを着用する。
- ・時々部屋の換気を十分ににする。

②体に抵抗力をつける

- ・バランスのとれた食事を3食きちんととる。
- ・睡眠を十分にとる。
- ・過度の厚着を避け、適度な運動をする。

受診の際の注意点

- ・インフルエンザを疑う場合は、必ず受診前に医療機関に電話連絡をし、医療機関の指示に従って受診してください。
- ・また、体調の変化には十分ご注意ください、異変を感じる場合は、くれぐれも無理をせず、速やかに医師にご相談ください。

・ごみ収集 11月の予定表



日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
1	火	診察	検査日		資源1
2	水	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	資源2
3	木	閉館日 (文化の日)			
4	金	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃烧
5	土	閉館日			
6	日	閉館日			
7	月	診察	インフルエンザ予防接種	歯科健診	燃烧
8	火	インフルエンザ予防接種	検査日		資源1
9	水	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	(予約)粗大
10	木	休診	診察 (西尾医師)		不燃
11	金	休診		脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃烧
12	土	閉館日			
13	日	閉館日			
14	月	診察	インフルエンザ予防接種		燃烧
15	火	インフルエンザ予防接種	検査日		資源1

* 医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

* インフルエンザ予防接種実施日は一般診察は休診となります。



国保診療所・ほほえみポート天川

日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
16	水	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	(予約)粗大
17	木	休診	診察 (西尾医師)	うさちゃんくらぶ	資源2
18	金	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃烧
19	土	閉館日			
20	日	閉館日			
21	月	診察	インフルエンザ予防接種		燃烧
22	火	診察	検査日		資源1
23	水	閉館日 (勤劳感谢の日)			
24	木	休診	診察 (西尾医師)		不燃
25	金	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃烧
26	土	閉館日			
27	日	閉館日			
28	月	診察	診察		燃烧
29	火	インフルエンザ予防接種	検査日		資源1
30	水	診察	インフルエンザ予防接種	脳のトレーニング教室	(予約)粗大

見える所に貼り、ご活用下さい。

乳がん検診のご案内

天川村に住民票のある40歳以上の女性を対象に乳がん検診を実施しています。

受診の回数は2年に1度とされています（昨年度受診された方は今年度受診することができません）。今までに乳がん検診を受けたことのない方、乳房に心配のある方、特にこれまでの検診で「経過観察」や「要精密検査」などの判定を受けた方は、積極的に受診して下さい。

費用は1,500円の自己負担が必要です。

検診会場は大淀病院となりますが、**受付は、ほほえみポート天川内健康福祉課で行ないます。** 検診を希望される場合は**12月末日**までにお申込み下さい。

子宮がん個別検診のご案内

例年6月頃に検診バスによる子宮がん検診（集団）を実施しておりますが、1日での検診実施のため受診できなかった方を対象に直接医療機関で検診を受けていただく個別検診を実施いたします。6月の子宮がん検診（集団）に、体調不良などで受診できなかった人もこの機会にぜひ受診ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 受診対象**：天川村に住民票をおく、20歳以上の女性。
- 受診病院**：奈良県下で子宮がん（婦人科）検診を実施している医療機関
- 個人負担**：2,000円
- 申し込み**：ほほえみポート天川内健康福祉課にお申込みください。（※必ず）
- 受診期間**：お申込みいただいた人に、専用の検診票を発行いたしますので、ご持参の上、平成24年3月31日までに受診ください。



下記の生年月日に当てはまる方は**平成23年度の個人負担が無料**となります。
この機会に是非受診して下さい。

乳がん検診

40歳 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日
45歳 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
50歳 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
55歳 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
60歳 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日

子宮がん検診

20歳 平成2年4月2日～平成3年4月1日
25歳 昭和60年4月2日～昭和61年4月1日
30歳 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日
35歳 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日
40歳 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日

検診や教室等の内容やお申し込みの方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、
ほほえみポート天川内保健師までお気軽にお問い合わせください。

連絡先 ☎63-9110

平成24年1月16日（月）より戸籍事務が電算化されます。

戸籍事務の電算化（文字の正字化について）

文字の正字化って？

氏名に用いる文字は、法務省の通達により、常用漢字、人名用漢字など漢和辞典に掲載されている文字で表記することとされています。戸籍を電算化（コンピュータ化）するにあたり、これまで手書きで記載されてきた『草書や行書などのくずし文字』『書き癖のある文字』『辞典に掲載されていない文字』については、それに対応する**正字**（法務省の通達に沿った文字表記）で記載します。これを「**文字の正字化**」といいます。

文字の正字化対象の方には、12月中旬にお知らせの文書を送付しますので、ご確認をお願いします。正字と少し違っていてもデザイン上の相違に過ぎないとみなされる文字の方には事前のお知らせはありません。

電算化に伴う
文字の正字化
の例（一部）

戸籍の記載	正字	戸籍の記載	正字	戸籍の記載	正字
真	→ 眞	善	→ 善	邊	→ 邊
博	→ 博	喜	→ 喜	龍	→ 龍
藏	→ 藏	藤	→ 藤	奈	→ 泰

正字化に
関する
Q&A

Q 字体が変わると氏名が変更されたことになるのですか？

A 今回の文字の正字化は、戸籍の表記上の取り扱いであり、これによって氏名を変更するものではありません。

Q 印鑑証明や住民票はどうなるのですか？

A 印鑑証明や住民票の氏名の文字は戸籍にあわせた表示となりますので、改めて変更の手続きは必要ありません。

Q 文字の正字化は昔の戸籍（先祖）に遡って変更されるのですか？

A 今回の文字の正字化は、電算化後の戸籍のみとなります。電算化前の戸籍や除籍は画像データとして、コンピュータに取り込みます。

Q 住民登録は天川村ですが、本籍は天川村以外です。今回の戸籍の電算化、文字の正字化の対象ですか？

A 戸籍が電算化されるのは、本籍が天川村にある人です。天川村に住民登録があっても本籍が他の市区町村にある人は対象になりません。文字の正字化対象の方は本籍が天川村にある方であつ、お知らせの通知をお送りした方のみとなります。

戸籍事務の電算化への移行には、氏名の文字の取り扱いなど、皆様のご理解とご協力をお願いします。本掲載内容・記載される文字についてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先 役場住民課 ☎63-0321

台風12号による災害で被害を受けている中小企業の方へ 融資制度のご案内

資金名

台風12号災害復旧対策資金

実施期間

平成24年3月31日の融資実行まで

融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者。

- 1 平成23年台風12号災害により、奈良県が災害救助法を適用した市町村（注1）において事業用資産に被害を受けた者。
- 2 平成23年台風12号災害により、奈良県が災害救助法を適用した市町村（注1）に事業所を有し、災害に起因して、最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している（減少することが見込まれる）者。

資金使途

対象者1 設備資金及び運転資金
対象者2 運転資金

融資限度額

設備資金 8,000万円
運転資金 8,000万円

融資利率

1%（注2）（固定金利）

融資期間

10年以内（うち据置1年以内）

担保及び保証人

奈良県信用保証協会の保証が必要
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
必要に応じて担保を求められます

保証料率

0.6%以内（注3）

申し込み

商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫
奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合
新宮信用金庫十津川支店（H23.10.13以降、取扱金融機関追加予定）

問い合わせ

奈良県庁 地域産業課 ☎0742-27-8807

（注1） 災害救助法の適用市町村とは、五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・川上村・東吉野村です。

（注2） 融資利率は、H23.10.13現在のものであり、金融情勢によって変動することがあります。

（注3） 保証料率は、中小企業者の経営状況により、0.45%・0.56%・0.6%のいずれかとなります。

H23.10.13以降、十津川村に事業所を有する中小企業者で、「災害関係保証」を利用する場合は、一律0.5%となります。

融資や保証の決定については、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合もございます。
また、審査に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

平成23年秋季全国火災予防運動

平成23年11月9日(水)～平成23年11月15日(火)

防火標語『消したはず 決めつけしないで もう一度』

火災が発生しやすい時季を迎えますので、火気の取扱いには十分注意しましょう。
近年の建物火災による死者のうち、住宅火災による死者が8割以上を占め、また住宅火災における死者のうち、高齢者層（65歳以上）が約半数を占めています。
日頃から次の事項をこころがけ、火災のない町づくりをしましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

- 【3つの習慣】
- 寝たばこ**は、絶対やめる。
 - ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスコンロ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 【4つの対策】
- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
 - 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すため、**住宅用消火器等**を設置する。
 - お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

天川消防団・天川村・中吉野広域消防組合

こんな消火器は絶対に使用しないで下さい。

- ◇本体容器にはく離、腐食、使用に耐えない変形、鋭いキズがあるもの。
 - ◇蓋（キャップ）に光沢がなくなり、シワ、スジ、表面にボツボツができたものやメッキがはがれ、その跡に白い結晶ができたもの。
- こんな消火器は、普通のゴミとして出したり、軒下・空き地・その他屋外に放置しないで下さい。
また、むやみに放出しないで下さい。消火器は非常に高い圧力で消火薬剤を噴出します。従って、錆びた消火器や変形・キズのあるものは、その部分が圧力に耐えられず、破裂する危険がありますので、ご自身がケガなどしないよう、また他の人が不用意に取り扱ったりすることのないように、十分注意して下さい。

設置しましたか？「住宅用火災警報器」

- 平成21年6月1日より、全ての一般住宅への設置が義務付けられました。
- 設置場所は、寝室の天井や壁、また階段の上部などです。

※悪質訪問販売や悪質な点検にご注意下さい。

最近、悪質な消火器や住宅用火災警報器の訪問販売・訪問点検による被害が多発しています。
悪質業者の巧みな口調で、不当に高額な価格で販売したり、不適切な点検を行い高額な金額を請求します。また、消防法や刑事・民事上の違反を明確に特定することができないケースが多く、これらに係る被害やトラブルの発生を未然に防止されますよう心がけて下さい。

- 消火器・住宅用火災警報器等に関するお問合せは、最寄りの消防署まで
- 中吉野広域消防組合 下市消防署 天川出張所 ☎0747-63-0299

現在、子ども手当を受給している方も、10月から子ども手当を受給するために、申請手続きが必要です。
平成23年10月1日から子ども手当制度が変わりました。

子ども手当は平成23年10月から新しい法律になるため、平成23年10月から平成24年3月までの6ヶ月間、手当額等が下記のとおりになります。

【支給対象となる子ども】

0歳から中学校卒業まで（0歳～15歳になった後の最初の3月31日）

【支給金額（月額）】

期 間	以前の制度 H23年4月～H23年9月	新たな制度 H23年10月～H24年3月
0歳から3歳未満（一律）	13,000円	15,000円
3歳以上小学校修了前 （第1子・第2子）		10,000円
3歳以上小学校修了前 （第3子）		15,000円
中 学 生（一律）		10,000円

【新たな支給要件等】

- 子どもに対して国内住居要件が設けられます。（留学中の場合などは除きます。）
- 子どもと同居し、養育している父または母に手当を支給します。（単身赴任の場合は除きます。）
離婚協議中などで父母が別居し、父母が生計を同じくしていないと認められる場合に子どもと同居している人が請求できます。
- 子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。
- 児童福祉施設などに入所している子どもについては、施設の設置者や里親などに手当を支給します。

これまでは児童福祉施設などに入所している子どもについて、保護者がいる場合は保護者に対して手当を支給していましたが、10月以降は、保護者への手当の支給はなくなります。

【申請手続きについて】

10月以降、子ども手当を受けるためには、現在子ども手当を受けている方を含め、すべての方が認定請求書を提出する必要があります。

平成23年10月1日現在で子ども手当受給者資格のある方は、平成24年3月31日までに申請いただくと平成23年10月分の手当から受給されます。

※公務員の方は通勤先で手続きを行ってください。

議会だより

平成二十三年第三回定例会を開催しました。

平成二十三年第三回天川村議会定例会が、九月二十二日に召集され開会しました。会期については九月三十日までの九日間と定め、原案のとおり承認、認定、可決して閉会しました。

また、最終日の三十日には、台風十二号災害復旧推進に関する特別委員会を議会に設置し、委員長に奥田八尋議員、副委員長に玉井賢司議員がそれぞれ選任されました。

定例会の概要を報告します。

報告事項

◇平成二十二年決算に基づく天川村健全化判断比率等の報告について

▽村長から健全化判断比率並びに公営企業会計における資金不足比率の報告を受けました。実質公債費比率並びに資金不足比率ついて、早期健全化基準と比較するといずれもこれを下回っており概ね適正となっております。

認定事項

決算について

◇平成二十二年天川村一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一、八八五、二六七千円
歳出決算額 一、六一六、〇四七千円

差引残額(二十三年度繰越) 二六九、二二〇千円

◇平成二十二年天川村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一五五、〇五三
歳出決算額 二四八、一七一
差引残額(二十三年度繰越) 六、八八二

◇平成二十二年天川村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一、二二一
歳出決算額 一、二二一
差引残額(二十三年度繰越) 〇

◇平成二十二年天川村国民健康保険直診勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一六三、八〇八
歳出決算額 一六二、二九九
差引残額(二十三年度繰越) 一、五〇九

◇平成二十二年天川村洞川簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 六三、四七六
歳出決算額 六一、一〇八
差引残額(二十三年度繰越) 一、三六八

◇平成二十二年天川村栃尾簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一、六二六
歳出決算額 一、一八八
差引残額(二十三年度繰越) 四三八

◇平成二十二年天川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 一五二、四〇七

歳出決算額 一五一、三五六
差引残額(二十三年度繰越) 一、〇五一

◇平成二十二年天川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 二五一、三七七
歳出決算額 二五一、〇五三
差引残額(二十三年度繰越) 三二四

◇平成二十二年天川村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 六一、九八六
歳出決算額 五九、五一八
差引残額(二十三年度繰越) 二、四六八

◇平成二十二年天川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額 三二、二九九
歳出決算額 三一、九一八
差引残額(二十三年度繰越) 三〇一

可決事項

◇条例について

◇天川村課設置条例の一部を改正する条例について

▽行政組織の機構改革により新たに健康福祉課を設けるため所要の改正を行うものであります。

◇天川村税条例の一部を改正する条例について

▽地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

◇天川村下水道条例の一部を改正する条例について

▽ミックス事業の実施に伴い、使用料を減額するため所要の改正を行うものであります。

あります。

◇五條・吉野広域行政推進協議会規約の一部を変更する規約について

▽五條・吉野広域行政推進協議会の名称を南和協議会と変更するため所要の改正を行うものであります。

予算について

◇平成二十三年天川村一般会計補正予算(第三号)について

▽五三、八三二千円を増額し、総額を一一五九、九一〇千円とするものです。

◇平成二十三年天川村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第二号)について

▽四四千円を増額し、総額を二六九、八〇〇千円とするものです。

◇平成二十三年天川村洞川簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

▽二、七三三千円を増額し、総額を一八、八八三千円とするものです。

◇平成二十三年天川村介護保険特別会計補正予算(第一号)について

▽二、七七三千円を増額し、総額を二六一、八二七千円とするものです。

報告事項

◇人権擁護委員の推薦につき同意を求めるところについて

▽天川村大字栃尾二九三番地 南たづ子さんを人権擁護委員として推薦することに同意がされました。



下血と血便

「下血」「血便」とは「肛門から出血すること、便に血が混じること」です。胃や腸は「消化器(管)」とまとめて呼びますが、下血や血便は消化器(管)の何らかの異常を知らせるシグナルの一つです。

「排便の時に、肛門の痛みと共に、鮮やかな赤い血が出た」「痛みはないけれど、ぽたぽたと、あるいは飛び散るように血が出た」「排便の後、水洗便器が真っ赤に染まった」などは、切れ痔やいぼ痔、肛門に近いポリプやがんなどに多い症状です。派手な赤さではなく、「墨のように真っ黒な便」や「粘っこく、赤黒いタール便」などは、胃や十二指腸からの出血が多いといえます。胃や十二指腸の潰瘍、あるいは胃がんなどを疑わなければなりません。肛門からやや遠い大腸の場合は、便と血液が混じったような血便を来すことが多いものです。大腸のポリプやがんのほか、虚血性大腸炎、クローン病、潰瘍性大腸炎などを疑います。いずれも、内視鏡検査が決め手ですが、肛門に近い直腸の病変の場合は、熟練医が指で行う直腸指診で診断のつく場合もあります。

注意しなければならぬのは、見た目には便に血は混じっていないように思っても、少しずつ出血するようなポリプやがんがあることです。一年に

一回程度の便の潜血検査は、そうした異常を発見するのに役立ちます。

下血や血便があった場合には、あまり神経質になるのもどうかと思います。心配な場合は、怖がらないで医療機関を受診してください。早期診断は、患者さんに負担が少なく効果の高い治療を可能にします。

奈良県医師会

奈良県医師会の学術部が行なう健康相談のお知らせ

お気軽にご利用下さい。なお、健康相談は無料相談のみで、診療・検査等は行なっておりませんので、あらかじめご了承ください。

◎目の健康相談(眼科医会)

十一月八日(火)

午後二時～午後三時 予約不要

◎整形外科に関する健康相談(整形外科部会)

十一月十七日(木)

午後二時～午後三時 予約必要

◎精神科に関する健康相談(精神神経科部会)

十一月二十五日(金)

午後三時～午後四時 予約必要

◎内科疾患に関する健康相談(内科部会)

十一月二十八日(月)

午後二時～午後三時 予約必要

▼場所・奈良県医師会館・一階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩七分)

▼連絡先・〒六三三〇一八五〇二 橿原市

内膳町五十一八 奈良県医師会各主催部会

☎:〇七四四一三二八五〇二

民事介入暴力出張相談所開設のご案内

▼開設日時:平成二十三年十一月二十五日(金)午後一時～午後四時

▼開設場所:大淀町役場 第三〇二号会議室内

暴力団等が関係した被害や不当な要求などの困りごとについて、弁護士や、暴力追放相談員が相談を受け付けます。

受付相談内容

刑事事件、民事事件を問わず、暴力団に関するあらゆる問題について相談をお受けします。

最近の相談内容では、債権の取り立てや交通事故の示談交渉等に暴力団が介入するというケースが目立っています。

相談は無料で、プライバシーは堅く守りますので、暴力団問題で困っている方はぜひ早めにご相談下さい。

民事介入出張相談所に関する問い合わせ先

◎奈良県暴力団追放県民センター

☎:〇七四二二二四一八三七四

◎奈良県中吉野警察署

☎:〇七四七五三二〇一〇

弁護士・司法書士による奈良県多重債務者無料相談会

県と十市(奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、葛城市、宇陀市)、四町(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町)では、多重債務者を対象とする相談会を多重債務者対策協議会(奈良県、市町村、弁護士会、司法書士会、奈良財務事務所)主催で実施。借金の問題は必ず解決できます。ぜひ相談を!

▼日時:十一月二十三日(祝)、二十七日(日) 午後一時～午後四時

▼場所:所県消費生活センター(奈良市)

▼日時:十一月二十三日(祝)、二十七日(日) 午後一時～午後四時

▼場所:県消費生活センター

☎:〇七四二二二七〇六二一

※上記以外の問合せ、申込みは該当市町の消費者庁行政担当課へ。

※事前予約制。空きがある場合は、当日受付可。(ただし、産業会館は当日の電話受付不可)

※申し込みは県、市町ともに十一月七日(月)から。



「ご存知ですか？」 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、二十歳から六十歳になるまでの四十年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が四十年間に満たない場合は、六十歳から六十五歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として二十五年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、七十歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和四十年四月一日以前に生まれた方に限られます）

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

▼年金の加入記録をインターネットでいつでも確認することができます。
【インターネットで年金の加入記録が確認できます】

例えば、「厚生年金の加入記録を確認したい」ときや、「国民年金保険料の納め忘れがないか確認したい」ときなどにご利用ください。

ご利用になるには、ユーザID・パスワードが必要となります。

お申し込みは日本年金機構ホームページまでお願いします。

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

日本年金機構・天川村

十二月一日は
世界エイズデーです。

▼即日HIV抗体検査・エイズ相談
◎夜間検査
十二月一日（木）
午後五時三十分～午後七時三十分

◎休日検査
十二月四日（日）
午後一時三十分～午後三時三十分

◎常設検査
毎月第二・四日曜日（祝祭日を除く）
午前九時～午前十一時

▼場所：吉野保健所
吉野郡下市町新住十五二三

▼内容：相談、血液検査、結果説明
申込：当日保健所へおいで下さい。
（予約不要）

▼その他：匿名・無料でうけられます。
問合せ先：
吉野保健所健康増進課 感染症係
☎：〇七四七―五二一〇五五―

全国消防協会・奈良県消防協会より
消防団へ災害支援金

平成二十三年九月二十七日に全国消防協会、十月六日に奈良県消防協会から台風十二号により被害を受けた被災市町村の消防団へ災害支援金の贈呈が大淀町役場で執り行われました。

奈良県消防協会会長より、「甚大な被害に驚いている。今後も協会として支援をしていきたい。消防団の支援活動に

役立ててください。」と挨拶し、支援金を小屋消防団長に贈呈されました。小屋消防団長は「消防団活動のために大切にに使わせていただきます。」とお礼を述べられました。

ほほえみポート天川内
健康福祉課よりお知らせ

平成二十三年十月一日の機構改革により、ほほえみポート内住民課は、健康福祉課となりました。

業務の内容は、これまで通り変わりありません。どうぞよろしくお願い致します。

ほほえみポート天川内健康福祉課
☎：六三九一―〇

てんいち先生



地域福祉ボランティア基金

金、100,000円

山西 西村 涼子 様

(亡母、トヨ子様ご供養として)

ありがとうございました

天川村義援金・見舞金

金、13,993,460円

平成23年10月19日 現在

ありがとうございました

幼稚園だより

心豊かにたくましく生きる子どもたち

実りの秋に感謝!

台風12号・15号の影響を受け休園していた幼稚園でしたが、9月26日より旧天川西小学校校舎と本園に分かれて保育活動を再開しています。

今日(10月14日)は、全園児が天川幼稚園で活動することが出来ました。友達と楽しそうに話をしたり、元気に運動場を走り回ったりと園舎一杯に子ども達の声が響き渡っていました。

そんな子ども達を待っていたかのように、園庭の栗が美味しそうに実りました。早速みんなで拾いゆでていただきました。スプーンで一生懸命栗の実を取り出し口にすると子ども達の顔は収穫の喜びと全員で食べる嬉しさで笑顔一杯になりました。

友達と一緒に食べた栗の味は、きっと子ども達の心に残ることでしょう。実りの秋に感謝です。



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

水 木 天 の国

水の国
 ● 誰もが清らかで力強さのある流れのように
 ● スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
 ● 自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

木の国
 ● 誰もが天と地の恵みで育つように
 ● 郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
 ● 共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

天の国
 ● 誰もが満天に輝く星のように
 ● 一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
 ● ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

